

令和元年度 児童相談所における児童虐待相談への対応状況（宮崎県）

1 児童虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
11	<126.4%> 560	<96.4%> 540	<132.4%> 715	<88.3%> 631	<180.0%> 1136	<121.4%> 1,379	<141.6%> 1,953

（注）上段〈 〉内は、対前年度比である。

（参考）全国の虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,101	<110.6%> 73,802	<120.5%> 88,931	<116.1%> 103,286	<118.7%> 122,575	<109.1%> 133,778	<119.5%> 159,838	未公表

（注）上段〈 〉内は、対前年度比である。

2 虐待の経路別相談件数

（注）上段（ ）内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族							親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	児 童 委 員	警 察 等
	虐待者本人			虐待者以外			計					
	父親	母親	その他	父親	母親	その他						
(100%) 1,953	(0.1%) 2	(2.2%) 43	(0.2%) 4	(1.4%) 27	(1.1%) 21	(1.7%) 34	(6.7%) 131	(2.8%) 55	(11.7%) 229	(0.8%) 15	(0.1%) 1	(37.9%) 741

都道府県		市町村			保 健 所	医 療 機 関	児童福祉施設等		学校等		そ の 他
児童 相談所	その他	福祉事 務所	保健セ ンター	その他			保育所	その他	学校	その他	
(5.9%) 116	(1.2%) 23	(9.2%) 180	(0.3%) 5	(3.4%) 66	(0.0%) 0	(1.4%) 27	(0.8%) 15	(0.4%) 7	(12.9%) 251	(0.9%) 17	(3.8%) 74

（注）都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

「その他」は、匿名による電話やメールなど。

3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
令和元年度	(100.0%) 1,953	(28.9%) 564	(1.4%) 28	(21.6%) 421	(48.1%) 940
（参考） 30年度	(100.0%) 1,379	(23.4%) 322	(1.3%) 18	(18.3%) 252	(57.1%) 787

（虐待の定義）

身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目でのDVなど

4 主たる虐待者

総 数	父		母		そ の 他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%) 1,953	(41.1%) 803	(6.6%) 128	(49.0%) 957	(0.9%) 17	(2.5%) 48

（注）「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母など

5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%) 1,953	(19.6%) 382	(27.7%) 541	(35.2%) 687	(12.2%) 239	(5.3%) 104

（上記1～5の数値は、「福祉行政報告例（統計法に基づく一般統計調査）」で厚生労働省に報告したものである。）